

✓ チェックして申告当日に持参しよう!

不動産所得編

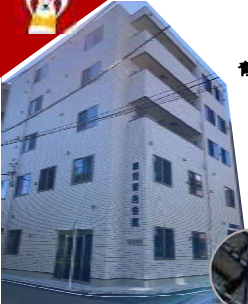


チェック	賃貸料
	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約等で年内に受け取るようになっていない未収家賃の計上漏れはありませんか？ → 実際に代金を受け取ってなくても、その年の賃貸料に計上します。 → 但し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う賃料の減額、免除を行った場合、借主と覚書を取り交わしているなど確認が出来るときは、賃貸料に計上しないこととなります。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？ → 収入金額のうち、その他収入に計上します。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありませんか？ → 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。 売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は申告書の雑所得へ計上)

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？ → 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？ → 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。 詳細は事務局までご相談ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？ → 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入金利子は適正ですか？ → 元本の返済額は経費にできません。貸付部分の利子のみ計上します。 また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？ → 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。

記入漏れを防ぐため、前年分と見比べましょう。
 当日は前年分、前々年分の決算書・申告書の控えもご持参ください。

祝 竣工 会館竣工記念 特別キャンペーンのご案内



県内初！パナソニック ホームズ(株)施工
 青色申告会館 『鶴見青色申告会館』が完成！

既存の会員様特典に加え、
 新築・建て替え/修繕・リフォーム/不動産管理・売却
特別特典をご用意しました！
 詳細は同封チラシをご確認ください！

こだわりポイント
 強靭な重量鉄骨を採用した5階建て！など

ご相談の際には
 『会員』である旨お伝え下さい！

あなたの暮らしを建てる。
Panasonic Homes

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
 こんな悩みにお応えします

退職金の準備は
 中小規模が
 お手伝いします

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットなら24時間いつでも質問!

Be a Great Small 中小規模 検索